

平成22年第1回上里町議会定例会会議録第5号

平成22年3月11日(木曜日)

本日の会議に付した事件

日程第25 (町長提出議案第19号)平成22年度上里町一般会計予算について

日程第26 (町長提出議案第20号)平成22年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第27 (町長提出議案第21号)平成22年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第28 (町長提出議案第22号)平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第29 (町長提出議案第23号)平成22年度上里町老人保健特別会計予算について

日程第30 (町長提出議案第24号)平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について

出席議員(12人)

1番	高橋正行君	2番	斉藤邦明君
3番	納谷克俊君	4番	中島美晴君
5番	荒井肇君	6番	新井實君
8番	高橋仁君	9番	伊藤裕君
10番	根岸晃君	11番	桜井彪君
13番	桜井正君	14番	小暮敏美君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	山下精治君
教育長	山下武彦君	総務課長	久保勉君
総合政策課長	高野正道君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	清水澄雄君	福祉こども課長	飯塚邦男君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
産業振興課長	大場信也君	下水課長	豊田昇君
人権共生課長	山田和雄君	学校教育課長	柴崎久男君
生涯学習課長	庄邦雄君	指導室長	丸山修君
水道課長	澁澤秀実君	図書館長	斉藤直君
老人センター所長	関根信夫君	会計管理者	戸矢三樹男君

事務局職員出席者

事務局長 戸矢隆光 次 長 須田孝史

開 議

午前9時00分開議

議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第25 町長提出議案第19号 平成22年度上里町一般会計予算について

議長（根岸 晃君） これより、平成22年度一般会計予算の質疑に入ります。

まず、歳入について質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、質疑は予算書の5ページから8ページまでと、予算説明書の3ページ、町税から21ページ、町債までの質疑をお願いいたします。

また、質疑のある方はページを指定し、質疑の内容をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、歳入についての質疑を終了いたします。

次に、歳出についての質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、歳出の質疑については、予算書9ページより13ページ、予算説明書22ページより177ページまでの質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、以上で平成22年度上里町一般会計予算についての質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許可いたします。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成22年度上里町の一般会計予算に反対の討論を行います。

平成22年度上里町一般会計予算は歳入74億2,700万円ですが、まず歳入のうち町税36億1,219万円は前年度に対して2,941万円の減です。これは大変厳しい経済状況で、町内の企業でも法人税を初め個人町民税も減収のようであります。

次に、2点目といたしまして、債務負担行為についてですが、平成18年度に上里町の土地開

発公社がJAひびきの農協から借り入れた3億8,000万円の債務保証は4年たった今でも重くのしかかっております。開発公社には返済能力はなく、他に売却するめども立っておりません。このような債務負担行為には反対するものであります。

3点目といたしまして、住宅資金貸し付けの返済金が約7,000万円滞っております。返済期限はとっくに過ぎているのに、26件の返済のめどもありません。町は当時、運動団体役員のお墨つきがあったからこそ貸しつけたのに、今でも多額の補助金を出しているのに、その責任を求めようとはしていません。このような杜撰な第3項貸付金元利収入、款20の諸収入でありますけれども、これに反対するものであります。

4点目といたしまして、同和対策事業として912万8,000円、運動団体への補助金として2つの支部へ827万5,000円、前年度と同額支出しております。

今、町を挙げて行財政改革に取り組み、町長、副町長、教育長の給料をカットしたり、非常勤特別職の費用弁償も払わずに行政改革に取り組んでいるのに、もう既に終了している同和対策として町独自に財政支出をしており、同和対策事業においては行財政改革に取り組みないのが実態であります。まさに聖域化して、ここにメスを入れない、こういう状況であります。

さらに、隣保館長報酬252万円、生活相談員報酬120万円、そして集会所事業として指導員3人に報酬として360万円、管理人賃金として6人に144万円支払っています。中央公民館長の報酬が150万円、地区公民館長が120万円なのに比べても多額であり、均衡性を欠くものであります。

生活相談については、年間わずか数十件の生活相談であり、地域の民生委員は無報酬でもっと多くの生活相談に応じております。また、集会所は地域のコミュニティ施設として活用すれば、集会所指導員の報酬も管理人賃金も要らなくなるわけであります。

このような従来と全く変わらない、平成22年度一般会計の予算に反対をするものであります。以上です。

議長（根岸 晃君） 次に、原案賛成の方の発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第19号 平成22年度上里町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午前 9時08分休憩

午前 9時25分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第26 町長提出議案第20号 平成22年度上里町健康保険特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第26、町長提出議案第20号 平成22年度上里町健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 平成22年度上里町一般会計・特別会計の予算書の17ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、議案第20号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計予算でありますけれども、予算は次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算であります。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ26億6,993万4,000円と定めるものであります。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

一時借入金についてであります。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。

歳出予算の流用についてであります。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とすることができるという規定であります。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思いますが、第1表が歳入歳出予算であります。

歳入予算といたしましては、款1の国民健康保険税から款11の諸収入まででございます。款項ごとに予算額が記載されているところでございます。

歳入合計は26億6,993万4,000円となっております。でございます。

続きまして、20ページからが歳出予算でありまして、款1の総務費から款11の予備費まで

ございまして、款項ごとの予算額が記載されておるところでございます。

歳出合計は歳入と同額でございまして、26億6,993万4,000円となっているところでございます。

平成22年度上里町一般会計・特別会計予算の説明書の179ページをお開きいただきたいと思います。

上里町国民健康保険特別会計予算に関する歳入歳出予算の事項別明細書になっているわけでございます。歳入につきましては181ページからでありまして、また歳出につきましては188ページから詳細が記載されているわけでありますが、主な内容について御説明をさせていただきますと思います。

款1の国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分、それから後期高齢者支援金分、介護納付金の現年度課税分と滞納繰越分であります。昨年当初予算より1,484万1,000円の減額でございまして、6億7,165万6,000円を予算計上いたしているところでございます。

一般被保険者の国民健康保険税が景気の低迷の影響により、昨年と比較いたしまして1,418万9,000円の減となっているところでございます。これが要因であるわけであります。

続きまして、款3の国庫支出金でございますけれども、国庫支出金につきましては療養給付費等の国庫負担金と、それから普通調整交付金等の国庫補助金でありまして、昨年より1億227万8,000円減の6億9,559万3,000円となっているところでございます。これは、昨年の予算編成におきまして療養給付費等の総額から前期高齢者交付金を除いて算出しなければならないため、平成22年度の予算額が減額となっているものであります。

国庫支出金のうち国庫負担金の療養給付費等の負担金については、一般被保険者にかかわる療養給付費や療養費、それから高額療養費などのほか、老人保健医療費拠出金や介護納付金、それから後期高齢者支援金などの支出見込額のおおむね34%相当額の5億6,202万5,000円、それから高額医療費にかかわる共同事業医療費拠出金の4分の1相当額でありますけれども1,374万4,000円、それから、特定健康診査等にかかわる経費の3分の1相当額であります182万8,000円、合計いたしまして5億7,759万7,000円となっているところでございます。昨年より8,681万4,000円の減であります。

また、国庫補助金につきましては、普通調整交付金として療養給付費等負担金と同様に、療養給付費などの支出見込み額のおおむね7%相当額で1億1,570万9,000円、介護従事者の処遇改善に伴う介護納付金上昇相当額といたしまして交付されてきます介護従事者処遇改善臨時特例交付金128万7,000円、それから平成21年10月から平成23年3月31日までの間、緊急の少子化対策として出産時一時金の引き上げ4万円の2分の1相当額90万円、合計いたしまして1億

1,799万6,000円の予算計上であるわけであります。

続きまして、款4の療養給付費交付金であります。これは退職被保険者分の療養給付費等の支出から退職被保険者分の国民健康保険税を差し引いた額が社会保険診療報酬支払い基金から交付されてくるものでございまして、現年度分、過年度分を合わせまして1億5,132万6,000円の予算計上となっているところでございます。

続きまして、款5の前期高齢者交付金であります。65歳以上、75歳未満の医療保険（国保・被用者保険）の加入者にかかわる療養給付費及び後期高齢者支援金について、保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するため、国民健康保険及び被用者保険の各保険者が、その加入者数に応じまして負担する費用負担の調整を行うために、診療報酬の支払い基金から交付されるものでございまして、3億5,000万円の予算計上としているところでございます。

続きまして、款6は県支出金であります。高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県負担金と財政調整交付金等の県補助金でありまして、昨年より1,643万円減の1億1,683万2,000円となっております。

高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様4分の1相当額1,374万4,000円を予算計上しておるところでございます。

また、普通調整交付金につきましては、療養給付費等負担金と同様に療養給付費などの支出見込み額のおおむね6%相当額9,918万1,000円であります。そのほか、特別調整交付金につきましては、療養費適正化のためのレセプト点検員の賃金や医療費通知等の経費の3分の1相当額204万4,000円あります。

続きまして、款7の共同事業交付金につきましては、市町村から拠出金を財源に都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるもので、高額医療費の共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、また保険財政共同安定化事業交付金につきましては、1件当たり30万円を超える高額医療費に対しまして費用負担の調整が行われ、交付されるものであります。

高額医療費の共同事業交付金は6,940万8,000円あります。保険財政共同安定化事業交付金につきましては2億7,283万4,000円ございまして、合わせて3億4,224万2,000円の予算計上としているところでございます。

続きまして、款9の繰入金につきましては、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金及び基金からの繰入金で3億1,257万2,000円となっております。国民健康保険税や国・県支出金の減額に伴いまして、一般会計からのその他繰入金1億8,166万2,000円の増となっているところでございます。

款10の繰越金につきましては、前年度と同様の2,500万1,000円を計上いたしております。

続きまして、款11諸収入であります。保険税の延滞金300万円、特定健康診査の一部負担金170万円を予算計上し、預金利子や滞納処分費、第三者納付金等は科目設定とさせていただいているところでございます。

歳入合計は、昨年より1億3,180万円増の26億6,993万4,000円となっているところでございます。

続きまして、180ページの歳出について御説明をさせていただきます。

款1の総務費につきましては、総務管理費として職員給与やレセプト点検員の賃金、それから電算事務処理などの事務費と埼玉県国民健康保険団体連合会への負担金でありまして6,542万9,000円、それから徴税费といたしまして国民健康保険税の賦課徴収にかかわる事務経費697万7,000円及び国民健康保険運営協議会費の39万円や趣旨普及費の52万9,000円、合計いたしまして7,332万8,000円となっております。

続きまして、款2の保険給付費であります。一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、それから高額療養費や出産一時金、葬祭費などでありまして、年々増加傾向にあり、昨年より1億9,825万3,000円の増の17億2,138万4,000円を計上したところであります。

なお、平成20年度から高額介護合算療養費制度が始まりまして、8月から翌年の7月までの1年間を通して医療費と介護費の自己負担額が限度額を超えた場合には、超えた分の金額が支給されますが、平成22年度は昨年と同額の一般被保険者高額介護合算療養費233万円、退職者被保険者等高額介護合算療養費といたしまして116万5,000円を予算計上したところでございます。

続きまして、款3が後期高齢者支援金についてであります。75歳以上の後期高齢者の方の医療費の4割相当額を各保険者が被保険者数に応じて負担するものであります。事務費を含めて3億5,274万4,000円が予算計上しているところでございます。

続きまして、款4の前期高齢者納付金についてであります。歳入の前期高齢者支援金と同様に、前期高齢者の方の医療費の各保険者間の偏在を調整するため納付されるものでありまして、事務費を含めまして108万5,000円であります。

続きまして、款5の老人保健拠出金につきましては、平成20年度より後期高齢者医療制度に移行したことによりまして、平成20年3月以前の診療分に対する過誤等の精算額でありまして、301万9,000円の計上をいたしたところでございます。

続きまして、款6の介護納付金につきましては、介護第2号被保険者数に応じて納付するものでありまして、平成20年度の精算分を含めまして1億5,898万1,000円の予算計上をしているところでございます。

続きまして、款7の共同事業拠出金につきましては、高額な医療費について都道府県単位、全国単位で財源をプールし、保険者の運営基盤の安定化を図るための拠出金であるわけでありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金5,497万7,000円、保険財政共同安定化事業拠出金2億7,283万4,000円、合計いたしまして昨年より276万6,000円減の3億2,781万4,000円を予算計上したところでございます。

続きまして、款8の保険事業費であります。特定健康診査等事業費、保健事業費でありまして2,592万4,000円を予算計上してあります。特定健康診査等事務費については、特定健康診査の受診率30%、1,700人分の予算を見込み、昨年より288万9,000円増の1,848万7,000円を予算計上したところでございます。

また、保健事業費といたしまして、人間ドック等の予防検診補助金がありますが、人間ドックや脳ドックを受診される方が増えているために、昨年より285万4,000円増の743万7,000円の予算計上をいたしました。

款10の諸支出金につきましては、保険税の還付金など260万7,000円であります。

歳出合計は、歳入同様でございます。26億6,993万4,000円となっております。でございます。

以上で、平成22年度上里町国民健康保険特別会計の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、事項別明細の詳細につきましては税務課長、それから健康保険課長のほうから説明させていただきます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） 税務課が保険税についての歳入関係並びに賦課徴収のほうを担当しておりますので、税務課のほうから御説明をさせていただきたいと存じます。

お手元の資料でございますが、181ページをお開き願いたいと存じます。

181ページにつきましては、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税から御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、健康保険税につきましては、私どもの積算の時期あるいは根拠という形のほうから述べさせていただきます。積算時期、平成21年10月末日現在での世帯数並びに被保険者数を基準に計算をさせていただいております。

昨日も申し上げたところでございますが、ただいま確定申告中でありまして、所得関係についてはこれから確定するというような状況でございますので、御理解願いたいと存じます。

先ほどの10月現在の数字から、平成22年度につきましては世帯数及び被保険者数等々に対し

ては2%ほどの増になるのではなかろうかというふうに踏んでおります。したがって、これから健康保険課の数値はリアルタイムで1月、2月現在の数字で積算されているかと思えますけれども、私どもの積算については10月末でやったということで御理解願いたいと存じます。

そういった関係の中で、私どもの調定見込みという額につきましては、平成21年度課税の中での調定額を基準とさせていただいております。ちなみに、平成20年度の決算での収納率につきましては、国民健康保険税の一般分でございますが、平均的に89.5%の決算の収納率でございます。したがって、私どものほうの調定額に今回収納率をどのくらい見るかという話になりますけれども、全体的にはそれより落ちるのではなかろうかということで、前回、前年89.5から今回87.72というふうに減額というような率で積算させていただきました。

まず、一番上の医療給付分の現年課税分でございますが、先ほどの率という形の中で今回提示させていただきました4億344万6,000円を算出させていただいたところでございます。内容につきましては、所得割が5.2%、資産割が35%、均等割額が1万2,000円、平等割額1万6,000円と前年と同様でございます。

続きまして、2節の後期高齢者支援金分の現年課税分につきましては、同じく同率で決算しておりますので、予定収納率22年分も87.72%で積算させていただいた数字が1億2,398万4,000円という内容でございます。こちらにつきましてはの積算算出基準につきましては、所得割が1.7%、均等割が9,000円という内容でございます。

3目の介護納付金分の現年課税分でございますけれども、こちらと同じように昨年度の決算の数値から本年度の平成22年度の収納予定率という形では同じく87.72%で積算させていただきました。こちらのほうの内容につきましては、所得割が1.3%、均等割額7,000円で3,784万8,000円と計上させていただいたところでございます。

4節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、全体的に今年度の21年度決算のおおむね数と従来の部分を含めまして、およそ2億9,000万円ほど滞納分になるかというふうに考えております。今回、過去3カ年間の歳入の滞納分の実績が3,500万円相当でございますので、本年度も同様にその金額等を計上させていただいたところでございます。ちなみに、率といたしますと12%という形をとらせていただきました。

5節の介護納付金分滞納繰越分につきましてはでございますが、前年と同様の収納3カ年間の実績を踏まえまして250万円という数字を計上させていただきました。ちなみに、こちらのほうの滞納分につきましては、おおむね決算前ではございますけれども、決算後と滞納繰越分を合わせておおむね2,500万円相当になるかというふうに踏んでおります。したがって、その2,500万円の10%というものを計上させていただいた数字が250万円でございます。

6節の後期高齢者支援金分滞納繰越分につきましても、こちらにつきましては前年度の今ま

での現状でこのくらい入るのではなからうかという形で3,300万円を計上させていただいております。こちらにつきましては2年目でございますので、滞納分という形の3カ年間の計画はとれませんので、一応現状の数字という形で組ませていただいております。ちなみに、平成21年度の決算額を踏まえすと、おおむね2,800万円相当に滞納繰越分が総額ではなろうかというふうに考えております。そのうちの10.7%を計上させていただいたところでございます。

続きまして、2目の退職被保険者等国民健康保険税でございます。こちらの1節医療給付費現年課税分でございますけれども、同様の考え方で現在見込まれます調定見込額に対しまして、昨年度の決算が99.05%のところを本年度は99.01%という形で計上させていただいた数字でございます。ちなみに、4,260万円という数字を計上させていただきました。

2節の後期高齢者支援金分現年課税分でございますが、こちらにも調定見込み額の考え方が同様で、同じ99.01%を計上させていただいた数値が1,289万5,000円でございます。

3節介護納付金分現年課税分につきましても同様な考え方と同じ収納率99.01%を計上させていただきまして、903万3,000円を計上させていただいたところでございます。

4節医療給付費分滞納繰越分でございますが、120万円を計上させていただきました。これも過去3年間の実績を踏まえたところで計上させていただいたところでございますが、現年21年度の滞納繰越分と過去の分を合わせますと約480万円相当になろうかというふうに踏んでおります。そのうちの25%を計上させていただいた数字が120万円でございます。

5節介護納付金分滞納繰越分でございますが、こちらにつきましても同じく3カ年間の実績を踏まえた数字で10万円を計上させていただいたところでございます。こちらについても滞納繰越分は過去の分を含めると約50万円相当ありますので、そのうちの20%相当というふうに積算させていただいたところでございます。

6節の後期高齢者支援金滞納繰越分でございますが、平成21年度の現状を踏まえまして5万円を計上させていただいております。こちらにつきましても、滞納繰越分の総トータルが40万円相当と踏んでおりますので、そのうちの12.5%を計上させていただいたところでございます。歳入関係についての税については以上でございます。

続きまして、次ページの182ページをお願い申し上げます。

こちらにつきましては、使用料及び手数料の関係の督促手数料の関係でございますが、前年と同様科目設定ということで1,000円の計上をさせていただいたところでございます。

続きまして、ページがちょっと飛んでしまいますが、186ページをお願い申し上げます。

186ページの中段でございますが、款11、項1、延滞金関係でございます。1目の延滞金の内容でございます。1節の一般被保険者延滞金でございます。過去3カ年間の実績を踏まえて同様に300万円を計上させていただいたところでございます。

2節の退職被保険者等延滞金につきましては、科目設定ということで前年同様1,000円を計上いたしました。

その下の2目の過料につきましては、前年同様で科目設定というふうにさせていただいたところでございます。

続きまして、187ページをお願い申し上げます。

187ページの諸収入の雑入関係でございますが、1目滞納処分費ということで、こちらにつきましても状況があった場合というような形でございますので、科目設定ということで1,000円、前年と同様で計上させていただいたところでございます。

税務課の歳入はここまででございます。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、続きまして健康保険課が所管の歳入部分について御説明させていただきます。

資料の182ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、国庫支出金等でございますけれども、療養給付費負担金、それから高額医療事業負担金、特定健康診査等負担金という形で、療養給付費でございますが、療養給付費全体額の100分の34、この金額が国のほうから負担分という形で交付されるものでございます。

ただ、前年度の当初予算と比較いたしまして、金額が減額になっている部分なんですけど、再三御報告申し上げておりますけれども、前期高齢者交付金、この部分の減額を34%してなかったという、算定の仕組みを変えたという形で前年度から比較すると相当の金額が減額になっているという形で、本来あるべき見積もりの大系にさせていただいたという形で御理解いただきたいと思っております。

続きまして、老人保健医療費拠出金の負担金でございますが、この部分についても100分の34が埼玉県社会保険支払い報酬基金から交付されるものという形でございます。

続きまして、介護納付金でございますけれども、この部分についても100分の134という形で、40歳から65歳未満の医療保険者が負担する部分の介護納付金という形で交付されるものでございます。

続きまして、後期高齢者支援負担金でございますけれども、75歳以上の後期高齢者の部分に該当する費用の40%相当をゼロ歳から74歳までが負担することになっているわけですが、その支援分という形で100分の34、この金額が交付されるという形で積算をさせていただいております。過年度分については科目設定という形で設定させていただいております。

2の高額医療共同事業負担金でございますけれども、この部分については高額医療共同事業

一般疾病負担金という形で、全国単位でこれを基金が拠出金をするんですが、その各市町村の実情に応じて国から配分がされてくるわけなんです、配分率としては交付額4分の1、交付割合ですが、国が4分の1、県が4分の1、町が2分の1の負担率という形で1,374万4,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、3の特定健康診査等負担金でございますけれども、この部分については40歳から74歳まで国民健康保険加入者の皆さんについて、平成20年度から特定健康診査という形で過去の住民検診にかわるものという形で、メタボ解消という形で特定健康診査を実施しているわけですが、この負担にかかるものという形で、国が3分の1、県が3分の1、市町村が3分の1という負担割合で負担する仕組みとなっておりますので、その部分の負担金という形で国からいただける形になっております。

続きまして、国庫支出金、国庫補助金でございますけれども、まず初めに、財政調整交付金7,968万9,000円でございますけれども、普通調整交付金という形で給付費総額から前期高齢者の交付金を引いた金額、これが交付されるという形で100分の7の基本で交付をされるという形で、このものについても前年度当初予算については前期高齢者交付金の分の減額分があったわけですが、それを本年度については減額をさせていただいた金額で予算計上させていただいておりますので、かなりの金額の減額となっておりますところでございます。

続きまして、普通調整交付金でございますけれども、老人保健拠出金という形で老人保健制度についてもかなりの、22年度が最終年度という形になりまして、ほとんど精算部分という形になりましたので、その結果に基づきまして、あとは残る精算部分の金額という形で20万7,000円を計上させていただいております。この精算については、過誤分に精算が発生するというところでございますので、その辺御理解いただきたいと思っております。

続きまして、国庫支出金の普通調整交付金でございますけれども、介護納付金の財政調整交付金、この部分についても100分の7という形で交付されておりまして、前年と比較して若干の減額という形になっております。

続きまして、後期高齢者財政調整交付金でございますけれども、後期高齢者はやはり先ほども申し上げましたように、ゼロ歳から74歳までの負担部分、このものについて100分の7という形で国のほうから負担がありますという形で見込ませていただいております。

特別調整交付金でございますが、震災、それから風水害、火災等によって保険料減免等の該当があった場合に、特別な調整交付という形であるわけですが、本町におきましては災害が少ない、そんなこともございまして、エイズ等の啓発パンフレット、この辺のところの予算計上をさせていただいて、特別調整交付金10万円を算定させていただいております。

続きまして、ページを移りまして183ページでございます。

国庫支出金の国庫補助金でございますが、介護従事者処遇改善特例交付金という形で、平成21年度の介護従事者の処遇改善という形で特定交付金が創設されたことに伴いまして、それに介護給付額が改定がございまして3%上昇させていただいております。それに関連して、介護従事者の処遇改善費用が医療費等にも反映するという形で、21年度、22年度のみで特別な予算を組ませていただいておりますので、その国からの補助金に対応するべく予算化をさせていただいております。

続きまして、出産一時金補助金でございますが、先ほども提案でありましたように、本来であれば38万円の出産一時金ございましたが、平成21年10月から4万円給付が上がりまして、現在42万円になっております。子育て支援という形で特別な制度で45人分を見込ませていただいているところでございます。

続きまして、療養給付費交付金でございますけれども、療養給付費の総見込額等によりまして社会保険支払い報酬基金からいただけるものという形でございます。

次の過年度分については、科目設定という形で社会保険支払い報酬基金のほうから追加交付があった場合に対応するべく設定させていただいております。

続きまして、前期高齢者交付金でございますけれども、前期高齢者65歳から74歳、これまでは退職分のところでみていたわけですがけれども、後期高齢者制度が始まりまして、65歳から74歳の方については国保のほうにという形で仕分けがございまして、その部分の調整を負担をいただく部分という形で算定されております。この部分について各医療間の最高負担率、一番低いところでは2%、国保の部分で28%、いろいろな負担率の格差があるわけですがけれども、この辺のところを全国平均で12%にしようという、そういう制度となっております。上里町の国保については12%から28%と、その金額の差額分が支出でなくて、逆に入という形で制度の中からいただけるような形で調整をいただいているところでございます。

続きまして、184ページをお開きいただけますでしょうか。高額医療費共同事業負担金でございますけれども、これも全国単位で、全国規模でお金を出し合いまして高額に当たる部分について、年間の中で支給調整をさせていただいて、実績額で給付されるというものでございます。前年度より若干低目でございます1,374万4,000円を見込ませていただいているところでございます。

続きまして、特定健康診査等の負担金でございますけれども、40歳から74歳の特定検診の検診負担部分について、埼玉県から3分の1が交付されるものでございまして、182万8,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、県支出金の県補助金でございますけれども、健康づくり事業分という形で健康

づくりの講座に対しての県の補助金でございます。

続きまして、低所得者の医療分ということでございますが、この辺については科目設定とさせていただきます。

続きまして、財政調整交付金でございますけれども、国と同じような仕組みで調整交付金を算定するわけでございますが、埼玉県の負担分という形で療養給付費等々の100分の6の部分について県から交付されるものでございます。

続きまして、7の共同事業交付金でございますけれども、高額医療等の交付金でございますけれども、都道府県及び全国単位で費用調整をして、この高額療養に該当するものの算定支給を埼玉県国保連合会のほうでまとめて、その部分について埼玉県国保連合会から交付されますという形となっております。

続きまして、保険財政共同安定化事業という形で、この部分については高額医療費を30万円を超えるものについてのすべての拠出金について、全国単位で拠出をし合っているわけですが、この部分についても給付実績に基づいて交付されるという形で、昨年より若干下回るもので算定をさせていただいているところでございます。

続きまして、185ページをお願いしたいと思います。

185ページの一般会計繰入金等々でございます。一般会計繰入金については、軽減分と支援分に分けられた算定なんです、町の負担分についてここで4分の1相当の算出という形で、保険財政安定のための繰り入れとさせていただいているところでございます。

続きまして、職員給与等の繰入金でございますけれども、職員給与の人件費分、それから物件費分という形で7,881万8,000円相当を計上させていただいております。

続きまして、出産一時金でございますけれども、出産一時金については先ほど申し上げましたように、1件当たり42万円の給付があるわけでございますけれども、42万円の給付分の町負担分相当を計上させていただいているところでございます。財政安定化資金の繰入金1,000円については科目設定とさせていただいております。

その他一般会計の繰入金1億8,165万2,000円ですけれども、この部分については医療費の伸びと国保税収入の減額により医療費不足分を繰り入れさせていただいているところでございます。先ほど申し上げましたように、昨年度から比較して算定の見直しという形で当初予算の編成をさせていただいております、昨年からすると当初予算で相当な伸びとなっているところでございます。

基金繰入金でございますけれども、上里町の国保については基金ほぼゼロに近い状態になっておりまして、法定分の10万1,000円、この辺の基金の設定となっております。

続きまして、187ページをお開きいただけますでしょうか。

187ページにおいては、諸収入、雑入でございますけれども、第三者納付金、交通事故等に遭われて国保の制度を使った方については、保険者間との調整をいただきまして、加入なされていた保険制度から医療費分を後で納入いただいております。その部分について科目設定をさせていただいているところでございます。返納金については、不当利得、国民健康保険に加入していた方が、他の医療に加入していたにもかかわらず、国保の制度を使って医療費の給付を受けた場合に、さかのぼってその辺の資格が喪失ということになりまして、その辺の部分の医療費の返還等々、ちょっと不当利得ということで非常に厳しい言葉なんですけれども、過って使ってしまった方の返納という形で科目設定をさせていただいております。

雑入については、特定検診の個人負担分という形でお一方1,000円を予算化させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 税務課長。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） それでは、税務課でございますが、所管の分の関係で御説明をさせていただきます。

ページでございますが、189ページをお願い申し上げます。

189ページの下段の款1 総務費、項2 徴税费、1 目賦課徴收費の関係で説明欄の賦課事業でございます。前年度に比しまして、総トータルでは35万6,000円の減額となっております。減額の内容についてでございますが、13の委託料につきましては、昨日一般会計でも御説明させていただきましたが、税務課でできる処理については税務課で行うという形の中で、機器の変更等により機器のバージョンアップというか性能がよくなったということで、自庁処理が可能になったということによって減額になった内容が主でございます。ほかは前年と同様でございます。

次に、その下でございますが、徴収事業でございますが、こちらにつきましても総トータルでは57万4,000円の減額となっております。詳細につきましては、次の190ページをお願い申し上げます。

先ほどと同様に、13の委託料の中で電算委託料の関係の徴収分について自庁処理を税務課内できるということが減額になった主な要因でございます。ほかにつきましては、前年と同様を計上させていただいたところでございます。

続きまして、大分ページが飛んでしましますが、200ページをお願い申し上げます。

200ページ、款10諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金の関係でございますが、説明欄の内容でございますが、前年と同様に250万円を計上させていた

だいたところでございます。

その下の被退職者保険者等保険税還付金につきましては、全然こういう還付実績がないということで、前年は1万円を計上させていただいたところでございますが、今回は実績がないということで、科目設定ということで1,000円の計上とさせていただいたところでございます。

4目一般被保険者還付加算金でございますが、先ほどの還付金の加算金ということで、前年と同様に10万円を計上させていただいております。

5目退職被保険者等還付加算金につきましては、科目設定ということで1,000円の計上をさせていただいたところでございます。

税務課の歳出につきましては、以上でございます。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、健康保険課が所管させていただきます部分について御説明させていただきます。

説明書の188ページからになりますが、よろしくお願いたします。

一般管理費等については、職員給与等その諸々に関する経費でございまして、職員分の費用という形になっております。

続きまして、総務管理事業でございますけれども、この部分については先ほどありましたようにレセプト点検員2名をお願いしているわけですが、そのレセプト点検員の費用等々に充当させていただいているところでございます。

続きまして、189ページへ移らせていただきます。

連合会負担金という形で、埼玉県国保連合会に加入、運用しているわけですが、その負担分という形で54万5,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、190ページでございます。

総務費の運営協議会費でございますけれども、上里町の国保運営協議会委員14人の委員さんで国保の運営に対していろいろな協議をいただいているわけですが、この運営協議会に関する諸費用39万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、趣旨普及費でございますけれども、需用費、印刷製本費、消耗品等という形で、主にパンフレットを購入いたしまして全戸配布をさせていただいているところでございます。

続きまして、192ページでございます。

保険給付費の療養給付費でございますけれども、一般保険者の療養給付と退職被保険者の療養給付費という形で予算計上させていただいて、かつその審査に当たる部分についての諸費用451万7,000円を計上、合計15億1,500万円相当の医療費にかかわる支出予算という形で御理解

いただきたいと思ひます。

次に、保険給付費でございますが、先ほど申し上げましたように、一定額の基準を超えたものについては高額療養費という形で償還払いで皆さんのお手元にお返しする制度がございます。この部分についての費用という形で御理解いただきたいと思ひます。

続きまして、193ページでございますけれども、この部分についても高額療養一括、一般分と退職分という形で予算が分かれております。合わせて1億8,450万円相当を高額療養費という形で年間払い戻されるような予算化をさせていただいております。

保険給付費、移送費なんですけれども、特別な場合に認められた移送分の費用という形で11万円を計上させていただいております。

続きまして、194ページをお願いいたします。

保険給付費の出産育児諸費という形で、出産育児の一時金、赤ちゃんが誕生したときに最高額42万円までを給付という形でここで見込ませていただいております。

続きまして、保険給付費の葬祭費でございますが、国民健康保険制度に加入なさっていただいている中で亡くなられた方について1件当たり5万円という形で葬儀にかかった経費の部分について支給されるものでございます。

続きまして、195ページでございます。

後期高齢者支援金等という形で、後期高齢者の医療に対する国保の負担分があるわけですが、この負担分について支援金という形で3億5,200万円相当、それから事務費分という形で5万2,000円、合わせて3億5,274万4,000円、これを負担をさせていただいて、社会保険支払い報酬基金のほうに負担をさせていただいております。この負担されたものが後期高齢者医療制度に使われるという形で御理解いただきたいと思ひます。

続きまして、前期高齢者等の納付金等でございます。この部分については、先ほど申し上げましたように、後期高齢者医療制度が始まりまして、65歳から74歳までの旧退職医療という方々が一般医療に変わって、国保のほうに加入なさったわけですがけれども、その辺の全国的な医療制度の均衡を図るために負担をという形でできた制度でございます。108万5,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、老人保健拠出金でございますけれども、平成22年度をもって制度は終わるわけですがけれども、その辺のところの精算部分、最終年度という形で301万9,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、介護納付金という形で介護保険制度にかかわる部分についての負担分でございます。介護保険については40歳から介護保険制度に加入できるわけですがけれども、その国保会計部分から介護制度のほうに負担をしてくださいというふうな仕組みがござい

て、その負担にかかわる部分でございます。

続きまして、共同事業拠出金でございますけれども、1としまして、高額医療共同医療拠出金という形で予算化されているものでありまして、これも一応前年と比較をさせていただいたんですが、若干ですが低い算定率で予算化はさせていただいているところでございます。

続きまして、197ページをお願いしたいと思います。

保険財政安定化事業という形で、これも国保の保険財政安定という形で負担金でございますけれども、前年同額に近いものの予算化をさせていただいております。

続きまして、3の高額医療共同事業拠出金については、科目設定という形で、以下3項目については科目設定とさせていただいております。

8の保険事業費の特定健康診査事業費でございますけれども、総額で1,848万7,000円を計上させていただいておりますが、上里町の国民健康保険に加入なさっていただいております中から40歳から74歳までの方について、特定健康診査事業という形でメタボの解消という形で制度が始まりまして、平成22年度は3年目に当たるわけでございますけれども、該当者の約30%の受診率を目指してここで予算化をさせていただいて、6月、7月、8月、それと11月、その期間指定をさせていただいて、特定健康診査を受けていただくという機会の設定をさせていただいているところでございます。

続きまして、保険事業でございますけれども、人間ドックの補助金が主なものでございまして、かなり若年層といたしますが、退職以後65歳近辺の方々の人間ドックの受診率が非常に高まってまいりまして、昨年と比較しますと予算の増額をさせていただいたところでございます。

基金積立金については、法定にかかわる部分についての予算化とさせていただいております。

あと、200ページでございますけれども、諸支出金の繰出金のところでございますが、この部分については科目設定とさせていただいているところでございます。

続きまして、201ページでございますけれども、予備費については前年同額の300万円を計上させていただいているところでございます。

以上で終わります。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については17ページから21ページまで、予算説明書については179ページから213ページまでの歳入歳出予算全般について質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

13番、桜井議員。

〔 13番 桜井 正君発言 〕

13番（桜井 正君） 保険全体についてお聞きしたいんですけれども、先ほどの課長の説明で収納率を87.72%になると、滞納額も9億2,000万円あるという発言があったわけですが、この会計で被保険者数は何人に見ており、平均の保険料はどのくらいに見ておられるのか。例えば機械的な平均ではなくてモデルケース、夫婦と子供2人の4人世帯で年所得300万円だとするとどのくらいになるのかなというのが1点。

それからもう一つは、滞納額が2億9,000万円という説明があったんですけれども、滞納者は一体何人いるんだろうか。2億9,000万円の滞納額に対しての滞納者は一体何人おられるのか。そうした滞納者に対してのいわば収納活動、そして差し押さえ件数は今どのくらいあって、22年度ではさらにそれが増えるのか、どのくらいになるのか。

そして、これは保険課長のほうになるかと思うんですけれども、国保の中で資格証明書、いわゆる保険証を取り上げて医療機関にかかる場合には、一たん100%は納めてくださいよと。後で滞納が完納したら7割は払い戻しますよと、そういう資格証明書は今現在どのくらい発行しており、22年度ではそれがどのくらいになるのか。そして、短期保険証、半年、3カ月、それについての説明をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 税務課長。

〔 税務課長 福島雅之君発言 〕

税務課長（福島雅之君） 税務課でございますが、当初予算の中で私どもが21年10月現在で世帯数並びに保険者数について御説明申し上げます。

リアルタイムでございますが、今現在とちょっと若干ずれているかと思いますが、10月末の積算の段階におきましては、世帯数につきましては4,608世帯、被保険者数につきましては8,907人というふうに踏んでおります。

それから、ちょっとモデルケースという話がございましたけれども、今手元に資料がございませんので、算出できるかどうか確認できないんですけれども、できる段階を調整した上で、議員さんのお示しさせていただくということで御了解いただければありがたいと思っております。

それから、滞納額2,900万円の人数についてということで、細かい資料はないんですけれども、実際差し押さえ関係でございますが、今現在国保税も含んでおりまして、未納者の方につきましては国保税だけで差し押さえをするというケースは余りございません。したがって、各税で高額になろうとしている方、あるいは中断措置のためにやっておる方ございまして、平成21年度2月現在では、未納の方については3,696人、総額で9億9,000万円ほどでございます。これは国保税も含まれておるところでございます。

そのうち、差し押さえをやっておる人数につきましては107人、うち分納誓約ということで月々幾らずつ納めますという形の方が1,144人、この2月に督促状を催告等もこれからやりますけれども、2月現在で督促状を発送した方については1,965人、合計3,216人の方々に私どもの税務課のほうから御連絡をさせていただいているという感じでございます。

差し押さえ関係に至るまでの順序といたしますと、法で決められている1カ月後に督促状を発行しているという状況で、そのほか年度末になりますと現年分から、今度は年度出納閉鎖を過ぎますと滞納分という形になります。そういった関係の方については、事前にお忘れではございませんかという形の催告書を送付させていただいている状況でございます。

そのほかにつきましては、お忘れではないかということで町職員を管理職等々をお願い申し上げまして、毎戸のほうに滞納の関係でお伺いをしていると、我々の言葉では大変恐縮ですが、臨宅徴収という形の中でさせていただいている状況でございます。そういった各々の催告等の中の文書の中には納税相談においでくださいという形と、また広報等にもお知らせしておりますけれども、毎月5の日だとか、そういった形の中で納税相談日を設けておるところでございます。

そういった形の中で、言い方は失礼ですが、なしのつぶてという形で何度ノックをしても御連絡がこない方もおられるような状況でございます。ある程度の高額に近くなりますと、強い文書の紙でいいますと催告でもペーパーの色を黄色くして、その次にペーパーの色を赤くしてという警鐘をさせていただいた上で、最終的な赤い紙については預貯金の調査並びに差し押さえに入りますという強い文書を差し上げているわけでございます。

これにつきましては、国税当局並びにに県からも厳しく取り立てをするという行政指導的な感覚の中で指導が来ているわけでございますので、私どもはそれに向かって日夜努力しているような状況でございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

それから、モデルケースにつきましては先ほど言ったとおりで、ちょっと議員さんがおっしゃられたものに近いものが出るかちょっと疑問なんですけれども、また戻りましてちょっと担当者と相談した上で御連絡させていただくということで、再度お願いなんですけれども、よろしくお願い申し上げます。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 資格証明書の関係については、今税務課長がおっしゃられたように、毎月毎月納税相談等で随時数字が変わっております。資格証明書、それから3カ月、短期6カ月等々ありまして、非常に年度の中で数字が変わっておりまして、ちょっと今下に資料を置いてきてしまっておりますので、あとで御報告ということでよろしいでしょうか。月々

納税相談をやりまして、やっておるものですから、ただ、今月最終の土日でしょうか、その対象者には通知を出させていただいて、税務課も含めて納税相談日を2日設けて、そのような資格証明書に至らないような御指導を、御相談をさせていただく機会をつくっております。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） 13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 保険料、保険税、平均の保険税の額もさることながら、モデルケースの保険料は非常に大事なんですよね。所得が300万円以下の方がほとんどと言われている中で、先ほど課長が説明いたしましたように、差し押さえ件数あるいは滞納者、3,216人差し押さえしたんだと言いますけれども、実際その人たちが滞納者、あるいは町がいろいろと差し押さえた、いろいろ手を打っているようなんですけれども、その人たちの所得が問題なわけなんです、300万円以下の方が圧倒的ではないかなと思われるんです。

今国会でもこの問題を議論しているんですけれども、その人たちも一生懸命税務課の職員あるいは担当職員が差し押さえたり徴税しているけれども、その人たちは実際生活はどうなっているんだろうか、払える能力はあるのかどうか、それが今国会でも県会でも問題になっているわけなので、一生懸命差し押さえても、一生懸命やっても所得がなかったら取りようがないわけなので、そこはどうなんだろうか。その辺が一番肝心なところなので、その辺の資料を出してほしいなど。

それから、資格証明書、短期保険証、日々刻々として数字が変わっているということなので、直近の資料でもいいですから説明してほしい。しかし、日々刻々として変化しているけれども、いることは事実、ゼロということはないんじゃないかなと。十数件あるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺の説明を再度いただけたらと思います。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時00分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（根岸 晃君） 最初に、税務課長の説明を求めます。

〔税務課長 福島雅之君発言〕

税務課長（福島雅之君） まず国保税の関係の、先ほど議員さんがおっしゃられました300

万円の所得者ではどうなんだというシミュレーションの今積算をしてみました。4方式という形で所得割額、2つ目に資産割額、3つ目に均等割額、平等割額、この4つの構成になっております。

まず医療費分でございますが、所得金額300万円にいたしますと税率が5.2%という形になっております。積算いたしますと、その300万円掛ける5.2%で計算しますと15万6,000円相当。資産割については資産を持っていないという過程でやりましたのでゼロ円という形でさせていただきました。均等割につきましては、この家族の構成は平均世帯ということで、加入者数を4名という形で計算しますと、お1人当たり1万2,000円でございますので4万8,000円。平等割につきましては1世帯当たり1万6,000円でございますので、医療費分につきましては22万円相当となります。

続きまして、後期高齢者分でございますが、これにつきましては所得割と均等割との構成になっております。先ほどと同様300万円という形の中の所得でございますので、税率は1.8%で5万4,000円、均等割につきましては加入者4人ということでございまして、お1人当たり8,000円でございますので3万2,000円、その後期分の合計が8万6,000円でございます。

介護分につきましては、所得割と均等割との構成になっておりますので、計算いたしますと5万円相当になるという形でございまして、トータルで先ほどのシミュレーションでいいますと35万6,000円というふうになります。先ほど所得に応じてという部分と、固定資産をお持ちの方、お持ちでない方がありますので、なかなかどの辺が平均なのかというのはちょっととらえませんが、一応そのような状況になるわけでございます。

それから、先ほどの滞納関係の方について、先ほど私もちょっとメモったのが2億9,000万円のところを2,900万円という話をさせていただいて大変恐縮でございました。また、決算のときにも総務委員会のほうでは国保税関係者の委員さんの御質問に応じまして、どのぐらいの方がおられるかというのが先ほどお話しさせていただいたとおりで、随時リアルタイムで完納したりしますので、数字が変動してまいります。また、細かい資料でよろしければ、後ほどお手元のほうにお渡ししたいと思いますので、ひとつ御了解をお願い申し上げます。

議長（根岸 晃君） 次に、健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

資格証明書等ですが、基準日が毎年10月になっております。その10月の時期が資格証明書の方が19人、今現在ですと6人までに減少しております。短期3カ月の方については84件、それが今現在20件に減少しております。短期6カ月という形で75名の方がおったんですが、今は13名という形で、かなりの方の納付相談をいただいて改善はしているかなという、そんな理解で

お願いしたいと思います。

議長（根岸 晃君） ほかにございませんか。

3番、納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 一般会計からの繰り入れが3億1,247万1,000円ということで、前年比1億8,200万円の増、また前々年度よりも毎年伸びているというところで、国保税と一般会計からの繰り入れのバランスといたしますか、医療費に占める割合の一般会計繰入金が多過ぎるのではないかとこのところ、国保税の見直し等をしていく時期にあるのではないかなと思うんですが、その辺について、今年度当初でこれだけの多額な一般会計からの繰り入れをされるというところで、どのように考えられているのか答弁をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これは前にも申し上げたわけでございまして、昨年の21年度でありますけれども、そのときも3億6,000万円余りの繰り出しをしてきておるわけでありますし、今回もそういう形で3億1,000万円余りを当初より繰り出しをしていくということでございまして、これは一般会計からすれば非常に大きな重荷になっているわけであります。そういう意味で、これはやはり改善をしていかなければならないだろうなというふうに思いますけれども、前にも申し上げましたとおり、国のほうでも医療改革の中で後期高齢者医療を廃止するということの中でいろいろと議論がなされているようでありますので、その辺のところを見ながら対応を考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

ただ、ちなみに、この各児玉郡市の状況を見ても、うちのほうは総額に対しまして11%ぐらいの繰り出しをしているわけでありますけれども、よそを見ても、美里も9%、それから神川町も8%ぐらいというような状況であるわけでありますので、その辺のところも考えながら今後対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、副町長がおっしゃられたとおりでございますけれども、この保険制度の一元化ということで、埼玉県町村会と市長会はもちろんでございますけれども、知事にも陳情に行っておるところでございます。また、財務政務官のところにも、この辺について陳情に行っておるわけでございますけれども、どこの市町村におかれてもこの国保の問題で一般財源から繰り入れが多過ぎるということで、この辺のところは大変町村会でも重視しております、陳情等も行っているわけでございますけれども、今、副町長が言われているように、

医療制度の改革等もいろいろと議論なされている中でございますので、その辺のところも踏まえて町としても対応策を考えていきたいというふうに思っております。

議長（根岸 晃君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑はないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成22年度の上里町国民健康保険特別会計予算に反対の討論をいたします。

国民の4割が加入する国民健康保険は、保険税の収納率が全国平均では88.35%とのことであります。前年度に比べて2.14ポイント下落したと長妻厚生労働大臣の国会での答弁であります。上里町の収納率は、先ほどの担当課長の説明では87.72%とのことですから、全国平均よりもさらに悪くなるのかなと、こんなふうに危惧するところであります。

国民皆保険制度となって以来、最低の8割台の収納率となったところでありますが、その原因は高過ぎる保険料にあるようであります。

先ほどの担当課長のモデルケースということで詳しい説明をされましたが、上里町では所得300万円の方の4人世帯だと35万5,000円という数字も出てくる。さいたま市では37万2,000円、これが札幌市では41万3,000円、京都市では44万500円、大阪市では42万8,700円、福岡市では44万8,500円と、こんなふうに都市によって違いますけれども、上里町はどういう計算かやや救われるかもしれませんけれども、全国的には要するにこういう所得が300万円でも保険料が4万円以上という地域もあるようであります。

その原因、その問題は国の負担が半分に減らされた。1984年には約5割、50%だった国庫負担率が2007年には国保会計全体に占める国庫負担の比率が25%に半分になった。そのために、1人当たりの保険料が1984年のときには4万円だったものが、2007年にはその倍の8万円になった。その結果、先ほど担当課長が説明したような数字が出てくることになったわけでありませぬ。

上里町でも滞納額は2億5,000万円と増え、滞納者も3,696人と増えているようではありますが、こうしたものがすべて上里町の責任ということでは決してありません。国の負担割合が減ったことに大きな責任があるのではないかなと思いますけれども、しかしながら、上里町でもこうした滞納者3,696人に対して差し押さえや保険証の取り上げ、あるいは短期保険証を発行して

いる、こうしたペナルティーも科しているようであります。

国民健康保険の保険証の取り上げを決めたのは、これは1997年、国の法律で滞納者から保険証を取り上げなさい、そういう法律をつくり、滞納者をいじめる法律をつくり、国が主導し、地方自治体に対して保険証の取り上げを進めており、上里町でもこの国の指導に従って、今までは保険証を取り上げてしまった。資格証明書をかわりに発行しておりますけれども、その資格証明書を持って医療機関にかかると、病院の窓口では一たん10割を立て替え払いしなければならない。滞納を前納すれば7割は後ほど払い戻しますよというふうに行われておりますけれども、しかし国保税を払えない人が病院の窓口に行って医療費を一時とはいえども10割負担するのは至難のことであり、病院に行きづらくなり、病院から足が遠のく、こういうことで全国では亡くなる方も、自殺する方もおると聞いているところであります。

上里町ではそうした事例はまだないようでありますけれども、そうした滞納者をいじめるような、滞納者にペナルティーを科すこうした制度を今もって実施している上里町国民健康保険特別会計の平成22年度の予算に反対をするものであります。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 平成22年度上里町国民健康保険特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午前 11時13分休憩

午後 1時30分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 町長提出議案第21号 平成22年度上里町介護保険特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第27、町長提出議案第21号 平成22年度上里町介護保険特別会計

予算についての件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、予算書の25ページをお願いしたいと思います。

御提案申し上げました議案第21号 平成22年度上里町介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成22年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億9,232万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

第2条については、地方自治法第235条の3の第2項の規定により、一時借入金の借入額の最高額を5,000万円と定めたものであります。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用とするものと定めてあるわけであります。

続きまして、介護保険特別会計の概要について説明をさせていただきます。

26ページの第1表歳入歳出予算でございますが、最初に歳入であります。

款1の介護保険料、項1の介護保険料につきましては2億1,957万円、前年度対比1,315万9,000円で6.38%の増額計上でございます。内訳といたしまして、現年度賦課分が2億1,868万9,000円であり、これに滞納繰越分88万1,000円を追加した額であります。

次に、2款は使用料及び手数料、項1手数料であります。これは督促手数料で過年度の手数料として1,000円を計上させていただきました。

次に、款3国庫支出金で、総額で2億5,629万8,000円でありまして、前年度対比1,929万6,000円の増、8.14%の増になるわけであります。

項1の国庫負担金につきましては、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数、施設介護サービス給付は15%、居宅給付費は20%であります。それを乗じた額1億9,163万4,000円、前年度と比べまして1,450万4,000円の増、率にいたしまして8.19%の増額であります。

項2の国庫補助金につきましては6,466万4,000円、前年度に比べまして479万2,000円でありまして、率にいたしまして8.00%の増となるわけであります。内訳は、調整交付金が5,414万円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対しまして地域支援事業交付金が123万6,000

円、また包括的支援事業に対しての地域支援事業交付金につきましては928万8,000円であり
ます。

次に、款4の支払基金交付金は、項1支払基金交付金で3億2,634万4,000円、前年度に比
べまして2,446万8,000円の増、率にいたしまして8.11%の増になるわけでありま
す。この交付金は社会保障診療報酬支払い基金より一律に第2号被保険者分として交
付されるもので、介護給付費交付金が3億2,486万1,000円、地域支援事業支援
交付金が148万3,000円でございます。

款5の県支出金の総額につきましては1億6,555万9,000円で、前年度に比
べまして1,238万1,000円の増、率にいたしまして8.08%の増額になる
ところでありま

す。項1の県負担金につきましては、県知事が定める係数、施設介護サービス給
付においては17.5%、その他は12.5%を保険給付費に乗じた額が1億6,029
万7,000円でありまして、前年度に比べまして1,202万2,000円の増になる
わけでありま

す。項2の県補助金につきましては、地域包括支援センターで行う介護予
防事業に対しての地域支援事業交付金でございまして61万8,000円、前
年度に比べまして4,000円の減、率にいたしまして0.65%の減額となり
ます。さらに、地域包括支援事業に対しまして地域支援事業交付金は
464万4,000円で、前年度に対しまして36万3,000円の増、率にいた
しまして8.48%の増になるわけでありま

す。次に、款6の財産収入であります、項1の財産運用収入であります。1,000
円であり、前年度と同額の計上でありま

す。次に、款7の繰入金の総額につきましては、総額2億2,446万8,000
円、前年度に対比いたしまして1,338万8,000円の増でありまして、率に
いたしまして6.34%の増となるところでありま

す。項1の一般会計繰入金につきましては2億1,829万9,000円、前
年度に対しまして1,142万1,000円の増になるわけでありま

すが、率といたしましては5.52%の増になります。内訳といたしまして、
介護給付費繰入金は保険給付費の町負担割合の12.5%分で1億3,535
万8,000円、前年度に比べまして1,020万8,000円の増額、率にいた
しまして8.16%の増になります。

次に、介護予防事業の地域支援事業繰入金といたしまして61万8,000
円、前年度対比といたしまして4,000円の減でありまして、率といた
しまして0.65%の減となります。

次に、包括支援事業の地域支援事業繰入金は464万4,000円で、前
年度に比べまして36万3,000円の増、率にいたしまして8.48%の増
となるところござい

ます。その他一般会計繰入金であります、一般会計からの事務費といた
しまして7,767万9,000円、

前年度に対しまして85万4,000円の増、率にいたしましては1.11%の増になるわけであります。

次に、項2の基金繰入金につきましては、準備基金繰入金307万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金といたしまして309万円を計上いたしましたところでございます。

次に、款8の項1の繰越金であります、前年同様1,000円の科目設定の計上をさせていただいているところであります。

次に、款9の諸収入であります、項1の延滞金及び加算金及び過料、預金利子につきましても前年度と同様の額1,000円の科目設定をさせていただいているところでございます。

また、項3の雑入は第三者納付金で8万2,000円計上させていただいております。

歳入総額は11億9,232万6,000円でありまして、前年度対比8,276万4,000円の増であります。率にいたしましては7.46%の増になります。

続きまして、27ページが歳出でございます。

まず、款1の総務費につきましては、総額6,045万5,000円、前年度対比いたしまして264万円の増であるわけであります。率にいたしましては4.57%の増額となります。

その主なものといたしましては、項1の総務管理費につきましては3,889万4,000円、前年度対比いたしまして185万6,000円の増で、率にいたしましては5.01%の増になります。

項2の徴収費は214万円、前年度比6,000円の減で、率にいたしまして0.28%の減になるところでございます。

項3の介護認定審査調査費であります、前年度比181万9,000円の増で、率にいたしまして10.47%の増になります。

項4の趣旨普及費であります、前年度対比いたしまして102万9,000円の減、82.32%になるわけであります。

次に、款2の保険給付費であります、総額が10億8,597万7,000円でありまして、前年度対比8,159万9,000円で8.1%の増になるわけであります。

内訳といたしまして、項1の介護サービス等の諸費は9億4,281万4,000円、前年度対比いたしまして6,892万5,000円の増、率にいたしまして7.89%の増になります。

項2の介護予防サービス等諸費は8,415万4,000円でありまして、前年度対比いたしまして341万8,000円の増で、率にいたしましては4.23%の増になります。

また、項3の高額サービス費につきましては1,572万円で、前年度対比いたしまして319万9,000円の増、率にいたしまして25.55%の増になります。

項4の高額医療費合算介護サービス等費につきましては、前年度と同額で163万1,000円を計上したところであります。

項5の審査支払い手数料につきましては134万9,000円でございます、前年度対比2万9,000円の増額であります。率にいたしますと2.20%の増になります。

次に、項6の特定入所者介護サービス等費につきましては4,030万9,000円でございます、前年度対比いたしますと602万8,000円の増になります。率といたしますと17.58%の増になります。

また、款3の基金積立金であります、これについては1,000円で科目設定をさせていただいているところであります。

款4の地域支援事業といたしまして4,489万円で、前年度比63万2,000円の減でありまして、率といたしましては1.39%の減になるわけであります。

内訳といたしまして、介護予防事業費といたしまして1,221万4,000円で、前年度対比7万円の減であります。率にいたしまして0.57%の減になります。

項2の包括的支援事業であります、任意事業費については3,267万6,000円で、前年度に比べまして56万2,000円の減、率にいたしまして1.69%の減になります。

次に、款5の諸支出金、項1の償還金及び還付加算金につきましては、内訳として第1号被保険者保険料還付金50万円、償還金1,000円の科目設定、1号被保険者還付加算金につきましては1,000円の科目設定計上、項2の繰出金につきましては一般会計繰出金の1,000円の科目設定を計上させていただいているところでございます。

款6の予備費、項1の予備費につきましては50万円を計上させていただいております。

歳出総額につきましては、歳入と同様11億9,232万6,000円で、前年度比8,276万4,000円の増、率にいたしまして7.46%の増になります。

以上が介護保険特別会計予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、事項別明細については担当課長より説明させます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。

介護保険制度につきましては、介護保険事業計画というのが樹立されておりまして、平成21年、22年、23年、その3カ年の中で基本的に介護保険料が定められて、3年間の総事業費を3年分で割り返して保険料等設定という、そういうような仕組みになっております。本年度については、ちょうど真ん中の基準年でございます、来年度が最終年という形になると思いますので、その辺のところを説明させていただいてからという内容に移らせていただきます。

資料の216ページをお開きいただけますでしょうか。

歳入でございますけれども、款1の介護保険料でございます。介護保険料につきましては、この推計でございますけれども、介護保険事業計画の事業推計、この中で被保険者数は5,759人という推計で動かさせていただいておりますので、実際の数値とは異なるかと思えますけれども、一応5,759人がキーポイントとなって算定させていただいております。月額3,400円、年額で4万800円が基準の保険料という段階になっております。それが第4段階という形で、そこから所得の段階に応じまして、前4段階、後ろ3段階、合計8段階、細かく言いますと8つの区分に分けて、月額2万400円の方から、月額6万1,200円の方、このような幅の中でランク分けをされまして介護保険料が設定されております。合計現年分が2億1,868万9,000円でございます。

次に、滞納繰越分についてですが、過去の積み残しで収入未済となっている部分、それから平成21年分の滞納繰越しの金額を想定させていただきながら、ここに算定させていただいております。収納率としては約20%を見込ませていただいて88万1,000円を計上させていただいております。

次の使用料、手数料ですが、督促手数料、一応滞納繰越分の収納があった場合という形で科目設定とさせていただいているところでございます。

続きまして、国庫支出金でございますけれども、介護保険総事業費の20%相当に当たる部分を国が負担していただけるという形で、国の分の総給付額という形になります。

続きまして、(3)の国庫支出金、国庫補助金でございますが、1の調整交付金につきましては平成22年3月から平成23年2月分までの給付費、その辺のところの総計を出ささせていただきまして、全国的な係数を算定するわけですが、その算定に基づいて交付される金額でございます。基準額としては総給付費の5%相当という形で想定はされているんですが、全国で割り返しますと、上里町では5%いかない傾向にあるように思われますが、一応5%の推計でここに計上させていただいております。

2の地域支援事業交付金でございますけれども、介護認定の中で要支援1、2の方、この方々等に対する介護予防事業というのがあるんですが、その予防事業に対する国の補助金でございます。

ページが変わりまして217ページでございます。

同じく地域支援事業費というものがございまして、いろいろな諸々の介護認定以前の高齢者にかかわる支援事業という部分で928万8,000円を国から補助金で交付していただくという形で予算は算定させていただいております。

続きまして、支払い基金交付金でございますけれども、この支払い基金交付金からの交付は

介護保険は、40歳から加入できるわけですがけれども、40歳から64歳までの方、別立てで支払い基金交付金のほうに全部お金を納めております。上里町の国民健康保険においても、40歳から64歳までの方については介護分という形で別立てで保険料が徴収されているわけですが、そういうものが全国的に集められまして、支払い基金の交付金のほうで調整をいたしまして、うちのほうで必要とされる金額を報告して、それに対しての交付額になっております。全体の事業料の3割を、30%をここで交付できるというシステムになっております。

続きまして、県支出金でございますが、県負担金、これは総費用の12.5%相当という形で公費の負担分となっております。

続きまして、県の補助金でございますが、218ページでございますが、県の補助金といたしまして地域支援事業交付金、それから地域支援事業の包括的支援事業、合わせまして526万2,000円が補助金という形で算定されております。

財産収入につきましては、科目設定の1,000円とさせていただいているところでございます。

繰入金といたしまして、町の負担分でございますが、介護給付費繰入金、総事業費の12.5%分、これが介護保険事業分という形で給付費の12.5%に当たる分を町が負担するという形で繰り入れとなります。

続きまして、地域支援事業費の包括的支援事業、これも町の負担分の繰り入れという形で算定されているところでございます。

続きまして、219ページを御覧いただきたいと思っております。

繰入金の中の一般会計ですが、その他繰入金という形で職員の給料等、あるいは事務的経費の部分について7,767万9,000円、これを繰り入れという形で計上させていただいております。

続きまして、基金繰入金でございますけれども、介護保険の中で準備基金繰入金と介護従事者処遇改善特定基金ということで2つの基金を持っております。準備基金については307万9,000円を繰り入れ、それから介護従事者処遇改善の部分については介護給付費が平成21年度から3%上昇しております。その3%の上昇分について国からの補てんをいただいております。その分の基金の繰り入れという形で御理解いただきたいと思っております。

繰越金については、1,000円の科目設定という形で計上させていただいております。

続きまして、諸収入、延滞金等でございますけれども、これも科目設定という形でございます。

続きまして、諸収入の預金利子、それから諸収入、雑入等でございますけれども、第三者納付金、それから返納金については科目設定という形にさせていただいております。

雑入については、通所型介護利用料の本人負担分等を見込んでおります。

それから、一番最後の2の雑入8,000円でございますけれども、これは生活保護者である方

の介護認定、本町内に関連する第2号被保険者、無保険者になるんですが、この方の介護認定を結果を出さなくてはいけない埼玉県等との業務委託がございます。それに対する審査判定料が交付されるものですから、ここで2件を見込んで計上させていただいております。

続きまして、ページが飛びますが、221ページをお開きいただけますでしょうか。

歳出に移らせていただきます。

歳出の一般管理費については、一般管理給与費という形で職員の賃金等に当たるもの。それから、総務関連事業ということで介護保険の諸々の形という形で、13委託料が介護保険の第5期介護保険事業計画の策定が来年度、平成23年度には24、25、26の第5期の介護保険の事業計画を策定しなくてはなりません。その策定に先立ちまして、平成22年度で実態調査等々をやらなくてはならないよという、その実態調査の委託料110万円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、総務費、徴収費でございますけれども、賦課徴収という形で介護保険料の賦課徴収にかかる全般的な費用をここで計上させていただいているところでございます。

続きまして、223ページでございます。

介護認定審査事業、一応1,920万円という形でここで計上させていただいておりますが、介護保険については皆さん御存じだと思いますけれども、保険証があってもそのまま介護サービスを利用できるわけではなくて、介護認定という認定を受けなくては介護サービスの利用者にはなれません。そのようなことで、1年間に約1,000件の介護認定申請を受けております。月々100件を超える認定者があるものですから、その事務に必要な認定調査員さん、臨時職員5名を認定調査員という形で採用させていただいて、日々認定調査に当たっております。年間52週あるんですが、平成21年度は49回の認定審査会を開いております。職員も1年間ぶっ通しでという、そんな状況でございます。

続きまして、総務費、趣旨普及費でございますが、大きく減額しております。昨年度は国のほうから介護保険料の改定がありました関係で、その改定に伴う周知という形で国からのお金をいただいております。その辺のところの補助金が今年はなくなるよという形で大きく125万円が減額となっております。

続きまして、225ページでございます。

介護サービス等諸費に移らせていただきます。介護保険にはいろいろなサービスがございます。在宅系のサービス、それから地域密着型のサービス、施設サービス、それから家庭で使います福祉用具購入、それから住宅改修、それからケアプランの作成と、いろいろな形でございます。諸々の介護認定を受けた方についての全体の給付サービス9億4,281万4,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、介護予防サービスでございます。この介護予防サービスは介護認定を受けられて、要支援1、2の方の介護予防という形で給付を分けております。その方の給付に当たる金額になってございます。

続きまして、227ページでございます。

この部分の上段については介護予防サービスの連続になっておりまして、介護予防サービス給付費については合計で8,415万4,000円を計上させていただいているところであります。

続きまして、保険給付費の高額サービスでございますが、国民健康保険と同じように所得段階に応じまして一定の基準を超えたものについては高額サービスという形で補てんをさせていただいておりますが、その金額が1,572万円という形で算定させていただいております。

続きまして、228ページでございますが、この部分については高額介護の予防に該当する部分の方の高額介護サービス費でございます。

続きまして、その2のほうですけれども、昨年、平成21年度から高額医療合算制度というのができました。国民健康保険に加入していながら介護サービスを使っていた方、それから後期高齢者と介護保険を使う方、いろいろ分かれております。それぞれの制度の利用料と介護保険の利用料をドッキングさせまして1年間分、その前年の年の8月から、ここで申しますと平成22年の7月分までの給付、そこを合算させていただいて、高額合算の医療という形で算定させていただく制度でございます。平成22年度は2年目に当たります。

続きまして、審査支払手数料ですが、介護保険の各サービス事業所からのレセプトが埼玉県国保連合会のほうで集約させていただいております。こちらの審査、判定に当たる部分の総費用134万9,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、特定入所者介護サービス等費でございますけれども、施設入所をなさっている方でいろいろな所得階層の方がいらっしゃいます。その所得階層の方の本来負担すべき金額、その辺のところの減額分がございまして、これを制度の中で補てんするよという、そのような制度で特定入所者サービス、介護サービスで補てん分ということで4,030万7,000円を計上させていただいているところでございます。

229ページの介護予防サービスにも特定施設入所者介護サービスというのがあるんですが、この2,000円というのは要支援1の方については入所というのが難しいという基準がございまして、必要額の予算という方しか計上はされていないところでございます。

基金積立金につきましては、科目設定の1,000円とさせていただいております。

続きまして、230ページでございますが、介護予防給付費という形で職員賃金等を計上させていただいております。

2の介護予防特定高齢者でございますけれども、介護認定者は毎年1,000人は出てくるんで

すが、それ以前の方をどうするんだという、介護予防事業の中でやっているわけですが、ここ2年間つづさに調整という形で、今年も来月ですか、4月になりますと特定検診等々を含めた形で75歳以上の方全員に、介護認定以外の全員に通知を送らせていただきましてチェックリスト、みずからチェックをしていただいて、それをお返しいただく、そのような事業がこの特定高齢者把握事業ということで取り組まれまして、その後、その回答の内容を分析いたしまして、介護要支援1、2の介護認定直前の方で何とか介護予防してあげれば介護認定に至らないような方々、その辺を探し出すという、そんな業務でございます。

続きまして、231ページです。

特定高齢者等の把握が終わりまして、通所介護事業、それから訪問介護予防事業という形の予算を計上させていただいているところでございます。

続きまして、3の介護予防一般高齢者施策事業でございますけれども、特にこの中で介護予防啓発事業という形で認知症といいますか、脳の健康教室という形で御希望者の方に本当にお年寄りが脳の活性化をして認知症になりにくい、そのような取り組み等々の事業をさせていただいているところでございます。

続きまして、232ページでございます。

地域包括支援事業という形で、職員給与、それから地域包括支援センターの運営事業という形で予算計上させていただいているところでございます。

特に、233ページのほうを見ていただきますと、地域包括支援センター運営協議会、7人の委員さんをお願いいたしまして、地域包括支援事業の方向性等々を御審議いただきながら事業を進めるという形で、ここで調整をさせていただいているところでございます。

続きまして、任意事業という形で認知症の高齢者見守り事業、その中で徘徊高齢者の家族支援サービス事業という形で徘徊高齢者のシステム等々の借り入れというんでしょうか、委託をできるということなんですけれども、発信器をつけていつでもGPSで、その発信器さえつけていればどこにいるかという、そういう感知機能を持った仕組みをここで予算計上させていただきます。

それと、緊急通報システムでございますけれども、特に体に疾病がございまして救急を要する方、その辺のところなんです、ダイレクトで119番通報になりますと、その辺の整理の問題がございまして、ある程度外部委託をいたしまして、間違った119番通報等々も何かあるようでありまして、その辺の改善点という形で緊急通報システムを専門会社で一度キャッチをいたしまして、その辺の利用者さんの状況を把握させていただいて、要救助という形で必要な場合には119番通報、消防本部のほうに通報して救急搬送をさせていただくというような、そのような形で35台の枠を有しております。

続きまして、成年後見制度の利用についてなんですが、この辺については今家族崩壊という形で非常に大変な方がいっぱいいらっしゃいます。もう既にだれも面倒を見てくれない、どうしたらいいのかという、そんな方もいらっしゃいまして、その方について法律的に後見人の設定をどうやっていくかという、そんなものでございます。

続きまして、福祉用具住宅改修ですが、介護認定を受けた方で介護サービスは使わないよ、住宅改修だけですよという形のお客様もいらっしゃいます。そのような方についてケアプランの作成に至らない住宅改修をしたいという方もいらっしゃいますので、その辺のところの手厚いサービスという形で予算化をさせていただいております。

地域自立支援事業、それから認知サポーターについては、地域に密着した事業という形で予算計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、235ページでございますけれども、包括ケアマネジメント支援事業という形で新規事業なんですが、町内に7事業所、それから町外の事業所、13人のケアマネージャーさんに対して、要支援1、2の方の介護サービスのケアプラン作成を委託しております。そのケアプラン作成の均一化といいますか、その辺の検討をいただきながら、正しい方向性でのケアマネジメント業務ができるようにという形で組織化されまして、ここに勉強会の費用という形で予算計上をさせていただいております。

続きまして、償還金及び還付金でございますが、第1号の被保険者の還付金50万円、それから償還金、それから還付加算金等は科目設定という形で計上させていただいております。一般会計の繰出金についても科目設定の1,000円という形です。

続きまして、236ページの繰出金も科目設定とさせていただいているところでございます。

最後、予備費については50万円の計上、前年同額を計上させていただいております。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については25ページから27ページまで、予算説明書については215ページから247ページまでの歳入歳出予算全般について質疑をお願いいたします。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 介護保険会計全体についてお聞きしたいんですが、先ほどの課長の説明で第1号被保険者数、65歳以上の方が5,759人というふうに説明があったわけですが、この所得階層、第1階層から、先ほどの課長の説明ですと第8階層までであるということな

んですけども、その人数を説明願いたいのが1点。

それから、2点目に介護認定、年間49回認定審査会をやり1,000件の認定をしているという説明がありましたが、この介護認定者数、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5、それぞれ今何人、直近の資料でいいですから、認定されておられるのか説明をお願いいたします。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 申し上げます。

保険料の算定基準でございますけれども、5,759人は昨年度介護保険事業計画第4期分をつくっております。そこで算出された人口推計に基づく人数ということで、実際数値とはかなり違っております。5,759人と申し上げたのは、その推計値時点のものでございまして、実際の所得階層別とはちょっと異なるかなと思いますが、どちらをあれでしょうか。

よろしいですか。第1段階58人、第2段階815人、第3段階が614人、第4段階が1,200人、第5段階が720人、第6段階が831人、第7段階が605人、第8段階が571人という、そのような8区分に分かれまして積算をさせていただいているところでございます。

介護認定の人数でございますけれども、一応1月末で集計させて、2月で国のほうに報告ですけれども、要支援1の方が116名、要支援2の方が94名、要介護1が132名、要介護2が102名、要介護3が104名、要介護4が115名、要介護5が107名、合計で770の方が介護認定を受けていらっしゃるということでございます。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかにございますか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） もう一つお聞きしたいんですが、第1号被保険者が保険料を払っているんですけども、その保険者の方で滞納しておられる方がどのぐらいいて、いくら滞納額があるのか。また、今までというか3年間ですか、払えない場合はペナルティーがあるんですけども、どのようなペナルティーがあったのか、その辺の説明を。

議長（根岸 晃君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 介護保険制度については、2年を基準として時効完成という形になります。今現在、単純に滞納繰り越しとされる方については、年度が重なりますので、同じ方が19年、20年持っていますと、実態はお1人なんですけど、年度で計算しますと2人という形が出てくるようになるかと思えます。一応187名がそこに滞納者という形になっており

ます。

それで、金額的には今現在滞納繰越分の未収額と申しますか、その辺が580万円ほど未収という形で、随時徴収をさせていただいているところでございます。

ペナルティーについては、給付制限というのがあるんですが、給付制限の計算をさせていただいて、申し立てというのをさせていただくわけなんですけど、あなたは給付制限になりますよという、その通知に基づいて算定された方が4人。ただ、算定から利用がなかったものですから、その期限を経過いたしまして、実際にペナルティーを受けた方は、減額になった方はゼロ件という形でいらっしゃいません。

ただ、最近介護認定を受けたいという形で窓口においでになるんですが、ペナルティーを承知で認定申請をしていくという、不納欠損になる前に後々ペナルティーがありますよという形でいろいろ納税相談をしてきた方なんですけれども、最後3割の制限がかかるよというふうな御説明をさせてもらったんですが、それでもいいから利用するよという形で申請と同時に介護保険料も納めていただくようなケースも出てきております。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する声なし〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 平成22年度上里町介護保険特別会計についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 町長提出議案第22号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第28、町長提出議案第22号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、薄いほうでありますけれども、予算書の31ページをお開きいただきたいと思います。

議案第22号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによるものであります。歳入歳出予算についてであります。第1条は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,870万4,000円と定めるものであります。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものであります。

続きまして、32ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算であります。

歳入予算といたしまして、款1の後期高齢者医療保険料から款5の諸収入までで、款項ごとの予算額が記載をされているところでございます。歳入合計では1億9,870万4,000円となっております。

また、歳出予算といたしまして、款1の総務費から款4の予備費まで款項ごとに予算額が記載をされているところでございます。歳出合計で歳入と同額の1億9,870万4,000円となっております。

平成22年度の上里町一般会計、特別会計予算の説明書、厚いほうであります。249ページをお開きいただきたいと思います。

上里町後期高齢者医療特別会計予算に関する歳入歳出予算書事項別の明細であります。歳入につきましては250ページから、また歳出につきましては252ページから詳細が記載されておりますので、その主な内容について説明をいたしたいと思っております。

後期高齢者医療の特別医療の保険料現年度分につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合において均等割額1人当たり4万2,530円、所得割7.96%、賦課限度額50万円、保険者数2,785人で見込んだ保険料でございまして、収納率99%の計上をさせていただいているところであります。

現年度分と滞納繰越分を含めまして、昨年よりも1,291万2,000円を増額いたしまして1億4,333万9,000円としたところでございます。1人当たりの平均保険料は5万1,708円であります。

続きまして、款3の繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございまして、保険料軽減分として一般会計から繰り入れる保険基盤安定繰入金3,850万1,000円と、それから埼玉県後

期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金785万3,000円などでありまして、5,076万2,000円で一般会計より繰り入れをしてあります。昨年より309万9,000円の減となっております。

続きまして、款5の諸収入でありますけれども、埼玉県後期高齢者医療広域連合から健康診査の受託事業収入といたしまして344万7,000円、後期高齢者医療の方の人間ドックに対する補助金といたしまして25万円、また健康診査の受診者負担金として50万円を計上しているところでございます。

歳入合計は、昨年度よりも1,046万3,000円の増でありまして、1億9,870万4,000円となっているところでございます。

続きまして、歳出について説明申し上げたいと思いますが、款1の総務費につきましては、総務管理費として保険証の発送、それから健康診査実施のための委託料や人間ドック補助金等の経費や電算保守委託料などの事務経費でありまして670万5,000円、また徴収費といたしまして後期高齢者医療保険料の賦課徴収にかかわる事務費139万3,000円、総務費で合計をいたしますと809万8,000円の予算計上としているところでございます。

続きまして、款2の後期高齢者医療広域連合納付金であります、広域連合への事務費などの共通経費負担金が785万3,000円と保険料分の納付金1億8,184万1,000円でありまして、合わせて1億8,969万4,000円であります。

款3の諸収入につきましては、保険料の還付金など41万2,000円あります。

歳出合計として、歳入同様1億9,870万4,000円となっているところでございます。

以上で、平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、事項別明細の詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） それでは、内容等説明させていただきたいと思います。

資料の250ページをお開きいただけますでしょうか。

初めに、歳入、後期高齢者医療保険料でございますけれども、1億4,333万9,000円の保険料に対して現年分1億4,256万7,000円でございます。2,785人の方の保険料という形で御理解いただきたいと思います。

ただ、この保険料なんですが、この算定時期以後、保険料の改定が決定されました。平成22年、23年の埼玉県の広域連合におきましては均等割額が4万300円、それから所得割額が

7.75%という形で、若干ですが減額になっております。これをもとに再度、新年度以降、広域連合のほうで新しい課税、算定が起きると思いますので、後々この辺の数字が変動があるかなという予定をしております。

続きまして、滞納繰越分については平成20年度、21年度の部分についての算定を見込んでおります。

続きまして、使用料、手数料でございますが、科目設定ということをさせていただいております。

繰入金でございますが、事業遂行にかかわる事務費繰入金として1,226万1,000円、それから保険基盤安定繰入金という形で3,850万1,000円を計上させていただいておりますけれども、この分については算定基準に従っていただけるものという形で算定をさせていただいております。

続きまして、繰越金でございますが、科目設定の1,000円という形でさせていただいております。

続きまして、251ページ、諸収入、延滞金加算金及び過料という形で、延滞金、過料ともに科目設定。次の預金利子についても科目設定という形で設定させていただいております。

款5 諸収入、受入受託事業収入という形で、健康診査等受託料でございますが、75歳以上の健康診査を実施するわけでございますが、その部分について埼玉県広域連合からの受諾分の費用という形で交付を受けるという形になっております。

雑入につきましては、健康診査一部負担金を50万円、それから保険料の還付に値する部分の40万円、それから埼玉県後期高齢者医療人間ドック補助金という形で広域連合のほうも人間ドックの補助を出すという形で決まりましたので、これの補助金をいただけることになっております。

雑入については、科目設定という形でさせていただいております。

以上が歳入でございます。

252ページでございますが、歳出に移らせていただきます。

事業の遂行のための一般管理という形で、大きなものについては健康診査の委託料451万4,000円を計上させていただいております。

それから、人間ドック補助金なんですけど、2万5,000円の10人分をここで予算計上させていただいております。この2万5,000円については、国保のドックの金額と同一額という形でさせていただいております。

続きまして、徴収費でございますが、後期高齢者の保険料を市町村が徴収することになっております。その徴収事務費139万3,000円をここで計上させていただいております。

続きまして、253ページでございますけれども、埼玉県の後期高齢者医療広域連合への納付

金という形でございますけれども、算定基準に従いまして1億8,969万4,000円という形で広域連合のほうに納付する部分という形で納めさせていただき金額を計上させていただいております。

続きまして、償還金及び還付加算金でございますけれども、保険料の還付発生部分についての予算計上となっております。

続きまして、254ページでございますが、諸支出金という形で償還金利子割引料等々を計上させていただいております。

繰出金でございますけれども、1,000円の計上という形です。

予備費については、50万円を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については31ページから32ページ、予算説明書については249ページから254ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

13番、桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対する討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民の大きな反対の中で平成20年度から始まりました。そもそもこの制度は75歳以上の高齢者を後期高齢者医療保険に移したことであります。そして、この人たちの多くは扶養者として保険料の負担も医療費の負担もなかったのに、後期高齢者医療制度が創設されたことにより、保険料は年金から天引きされることになり、また医療費も病院の窓口で1割負担することになりました。後期高齢者、75歳以上の人たちは年金と合わせると年間では10万円にもなり、月々では1万円近い負担になり、年金から天引きされております。後期高齢者医療特別会計の創設により、後期高齢者支援金として75歳以下の現役の人たちにも負担金、支援金という負担が出ることになりました。

このように、75歳以上の人たちを後期高齢者として別枠の医療制度にするということで、世界に例のない大変悪い制度で、この制度そのものは医療費の削減を目的にした自民党、公明党政権の象徴と言われ、官僚の作成した法案をそのまま提案した官僚支配の典型とも言われております。

昨年発足した鳩山政権は、後期高齢者医療制度は廃止すると、このようにマニフェストでも明記されており、長妻厚生労働大臣も4年以内に新しい制度にすると言明しております。

このように、後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべき制度でありますので、私もこの制度に反対し、平成22年度の上里町後期高齢者医療特別会計予算に反対をするものであります。

以上です。

議長（根岸 晃君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第22号 平成22年度上里町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（根岸 晃君） 暫時休憩いたします。

午後 2時47分休憩

午後 3時00分再開

議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29 町長提出議案第23号 平成22年度上里町老人保健特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第29、町長提出議案第23号 平成22年度上里町老人保健特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） それでは、予算書の薄いほうであります、35ページをお開きいた

だきたいと思います。

議案第23号 平成22年度上里町老人保健特別会計予算であります。

平成22年度上里町老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算についてであります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7万9,000円と定めるものであります。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によります。

続きまして、36ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算であります。歳入予算として款1の支払い基金交付金から、款6の諸収入まででありまして、款項ごとに予算額が記載をされているところであります。歳入合計が7万9,000円となっております。

また、歳出といたしまして款1の総務費から款4の予備費までで、款項ごとに予算額の記載がされているところでございます。歳出合計は、歳入合計と同様7万9,000円となっております。

平成22年度一般会計、特別会計予算に関する説明書、厚いほうであります。255ページをお開きいただきたいと思ひます。

上里町老人保健特別会計予算に関する歳入歳出予算の事項別明細書であります。歳入につきましては256ページから、また歳出につきましては258ページから詳細が記載されております。

主な内容について説明を申し上げます。

款1の支払い基金交付金につきましては、平成20年3月以前の老人保健にかかわる医療費の再審査及び過誤調整にかかわる医療費交付金及び審査支払い手数料交付金8,000円を計上いたしましたところであります。

款2の国庫支出金及び款3の県支出金につきましては、過年度分の精算交付金としての科目設定をいたしたところであります。

続きまして、款4の繰入金であります。一般会計からの繰り入れでありまして、医療費負担分8,000円、事務費負担分5万4,000円、合計いたしまして6万2,000円の予算計上となったところであります。歳入合計につきましては7万9,000円といたしました。

続きまして、歳出について説明申し上げます。款1の総務費につきましては総務管理費として予算、決算の印刷費用などの事務費経費1万1,000円の予算計上であります。

続きまして、款2の医療費でありますけれども、医療給付費及び医療支給費など平成20年3月以前の老人保健にかかわる医療費の再審査及び過誤調整分でありまして1万3,000円であります。

続きまして、款3の諸支出金であります。支払基金交付金等の返還金など科目設定であり

まして、5,000円の計上をさせていただいているところであります。歳出合計につきましては、歳入同様7万9,000円であります。

以上で、平成22年度上里町老人保健特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については35ページから36ページ、予算説明書については255ページから259ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第23号 平成22年度上里町老人保健特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 町長提出議案第24号 平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について

議長（根岸 晃君） 日程第30、町長提出議案第24号 平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 予算書、薄いほうであります。39ページをお開きいただきたいと思います。

御提案申し上げました議案第24号 平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業の予算は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算であります。第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ6,791万3,000円と定め、2の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算によるものでございます。

次に、一時借入金第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れる最高額は5,000万円と定めるものであります。

それでは、予算書の40ページをお開きいただきたいと思っております。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入関係でございますが、1の分担金及び負担金でございます。負担金につきましては5,662万2,000円でありまして、保留地処分金の5カ所分を見込んでございます。

次に、繰入金でございますが、一般会計からの繰り入れといたしまして1,124万9,000円でありまして、

次に、3の繰越金、4の諸収入でございますけれども、前年度繰越金1,000円の科目設定であります。諸収入の雑入にいたしましても1,000円の科目設定をさせていただいたところでございます。歳入合計につきましては6,791万3,000円であります。

次に、歳出でございますけれども、歳出につきましては、まず款1の事業費でございますが、6,781万3,000円でございます。事業費の内訳につきましては、委託料として画地確定調査測量等委託料、工事費といたしまして整地費、建物の補償費でございます。建物移転については、地権者1名の予定をしておるところでございます。

工事の内容でございますが、今年度において使用収益開始に伴う整地費だけでございます。

施工期間につきましては、移転、換地処分、土地の登記の手續等を含めまして、平成24年3月31日までとしております。

この区画整理事業も事業開始以来25年余りとなっておりますことによりまして長期化しているわけでございます。残り数名の地権者に協力をいただきまして、画地確定測量をいたしまして、事業の最終段階である換地処分へと事業を進めていきたいと考えているところでございます。

次に、予備費につきましては10万円の計上でございます。

そういうことでございまして、歳入同様、歳出も6,791万3,000円でございます。前年度対比45%の増でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

なお、詳細につきましては事項別明細を担当課長のほうから説明させます。

議長（根岸 晃君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） まち整備課でございますが、平成22年度の上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算の事項別説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございますが、262ページを御覧いただきたいと思えます。

1目の保留地処分金でございますが、保留地につきましては、現在区域内に8カ所ございます。予算につきましては5カ所の売却を見込んで予算を計上してあります。

続きまして、2款の繰入金でございますが、これにつきましては一般会計よりの繰入金となっております。

それから、3款、10ページの5款でございますが、雑入につきましては科目設定となっております。

続きまして、歳出でございますが、264ページになります。

1款の事業費が主なものとなっておりますが、本年度につきましては6,781万3,000円の予算を計上してございます。前年と比較いたしまして3,758万7,000円の増となっておりますけれども、これにつきましては画地確定測量を22年度に予定しております。これが主な要因となっているところでございます。

その内訳でございますが、給与費と神保原駅南の土地区画整理事業の構成になっておりますが、神保原駅南土地区画整理事業につきましては4,959万2,000円の予算が計上されているところでございます。

この内容といたしましては、経常経費でございますけれども、1の報酬といたしまして土地区画整理の審議会委員の報酬10人分、並びに評価委員の報酬2名分を計上しているところでございます。

次ページになりますけれども、13の委託料でございますが、22年度につきましては既に仮換地もほとんど終了しております。そういったことで、これからいよいよ換地処分の段階に入っていくわけでございますが、その前段といたしまして22年度につきましては画地確定調査測量等の委託を予定しております。委託料といたしましては4,000万円を計上しているところでございます。そのほか、物件調査、それから管理地の除草、清掃委託料等を計上してございます。

それから、補償補てん料といたしまして建物移転、物置1棟分でございますが、566万8,000

円を計上しているところでございます。

次に、266ページになりますが、選挙費がございまして、選挙費につきましては、22年度につきましては選挙がございませんので廃目となっております。

また、次の予備費でございまして、10万円ほど計上してあるところでございます。

以上で、神保原駅南土地区画整理事業予算の事項別説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次発言を許可いたします。

なお、予算書については39ページから40ページ、予算説明書については261ページから277ページまでの歳入歳出予算全般についての質疑をお願いいたします。

質疑はありませんか。

8番、高橋議員。

〔8番 高橋仁君発言〕

8番（高橋 仁君） 8番、高橋です。

1点だけ、本事業が終了するという目安もつきつつあるということで、早期実現ということであってありますので大変ありがたいわけですが、その中で補償の関係で、一般質問の中でも前回も言ったような気がするんですけども、もともと村の中に防火水槽が道の中にありましたね、それを区長さん了解のもとだということだったんですけども、周りの人も知らずに壊して、その後、一応公園予定地のところへ防災上そちらへというようなお話があったわけですが、なかなかこれは駅南の中で補償をするのであるのか、それとも駅南開発事業そのものを終了して、その後、公園は公園整備の中でそういうものを考えてやるのか、その辺のところをお伺いしたいわけですが。

議長（根岸 晃君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 防火貯水槽につきましては、駅南会計の中でその設置をしていくということはなかなか事業の性質からいって難しいのかなというふうに思います。一般的な事業として、公園整備とあわせて町の防火貯水槽の整備という形で整備していく方向で検討しなければならないのかなというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） 8番、高橋議員。

〔8番 高橋仁君発言〕

8番（高橋 仁君） そういう形で、我々住民にすればあるものがあれば、どういう予算づ

けであろうと、防災上であれば結構でございます。

それと、あともう一点、村の中にもともと七本木神社の跡地がありまして、そこが仮換地になったわけですね。そのときに一部そういう碑ですか、諸々を久保新田の公園の中に一時預かりというような形で柵を結って今現在ありますけれども、置いてあると思います。あれはもともと公園という形での面積ですので、そして七本木神社の中の仮換地の部分に現在は地元の一部の野菜を出荷している人たちがマルキューですか、出荷組合として一部利用させていただいているという現状があるわけですが、この駅南開発の事業がある間はそのようなことで予算的にも活用できないかなと思うんですけれども、それをそのまま終了しますと、七本木神社の余剰地ということになって、そこに何もしないと七本木神社のほうで処分したいよという分には処分されてしまうのではないかという懸念があること。

もう一点は、その後、その移転を一般会計、今防火水槽の話は一般の予算からでも流用できるのではないかということでもありますけれども、果たして七本木神社のそういう移転のものがあるわけですね、そういうもろもろのものが。そのときに、よく宗教関係の云々ということでお聞かせいただければと思います。

議長（根岸 晃君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今お話いただきましたので、それらについてはやはり事業の終了前に地元の区長さん等々から十分意見を聞きながら、話し合いをしながら適切なる措置をしていかなければならないなというふうに思っております。

そういうような、今言われるような宗教的なものについては一般会計で持つことはできませんので、やはりこれは区画整理事業の中の移転という形で何らかの形で対応できないかということも検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第24号 平成22年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（根岸 晃君） 本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3時00分散会